

舗装工事および法面処理工事における機械保有要件等について（質疑応答）

R6.4.1 改正

**入札参加資格審査時の機械確認との関係**

Q 1. 「競争入札参加資格審査時（変更届出時を含む。）に確認を受けた機械」とはどのような機械か。

A 1. 県内業者で舗装工事に係る入札参加資格者となるためには、下記機械の所有（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、リース期間中の全てにおいて「所有」と同視できる程度に独占的使用が認められているもの（原則として、法人税法に規定するファイナンスリース取引契約に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）が条件とされており、入札参加資格審査時に、土木事務所が機械の所有および作動状況を確認している。

	資格審査を受けることができる条件	うちA等級格付けに必要な条件
舗装工事	アスファルトフィニッシャー、タイヤローラーおよびマカダムローラーの全てを所有	以下の機械全てを所有 ・舗装幅（伸長時の最大幅）が3.3 m以上のアスファルトフィニッシャー ・車輛の重量（バラストを含めた最大時の重量）が8 t以上のタイヤローラー ・車輛の重量（バラストを含めた最大時の重量）が10 t以上のマカダムローラー

Q 2. 競争入札参加資格審査時に確認を受けた機械以外の機械の使用を認めない場合とは、どのようなものか。

A 2. 以下を参照。

- ・他社が他工事で使用している（自社所有機械を他社へ貸し出している）
- ・老朽化（経年劣化）に伴い、当該機械の使用ができない。
- ・確認を受けた機械を売却、リース契約を中途解約。
- ・確認を受けた機械を更新し、新たに機械を保有したが、土木事務所の機械確認を受けていない。（入札参加資格確認申請書の提出時まで確認していない）

Q 3. 入札参加条件（機械を保有し、かつ使用する）を満たした上で、なお施工上必要な機械が不足する場合は、部分的に下請施工させてよいか。

A 3. 不可である。

Q 4. 入札参加条件を付した機械を使用する施工内容以外の部分については、下請施工を認めてよいか。

A 4. 事前に「工事元請・下請関係者届出」（下請届）の提出があった場合に限り認める。

Q 5. 複数の工事を受注した場合に、同一の機械で施工してよいか。

A 5. 機械を使用する期間が重複しない等、施工上支障がない場合に限り、同一の機械の使用を認める。

Q 6. 入札参加資格申請時において申請した機械以外に、現場の施工状況に応じて、別途、リースの機械を使用してよろしいか。

A 6. 競争入札参加資格審査時に確認した機械とともに使用する場合は可。

この場合は、リース機械に関する入札時に提出する様式第3号の2（機械の保有状況およびオペレータの配置）に関する書類の再提出（機械の追加）、現場での機械の確認は必要ない。

#### **入札条件の設定方法**

Q 7. 入札参加資格要件として保有していることを求める機械は、どのように設定するか。

A 7. 発注する工事のうち、主たる工種（設計概要に挙げる工種）に必要とする機械を設定する。

Q 8. 個別の工事において入札参加資格確認申請書（様式第3号の2）で申請した機械（オペレータ）は、実際の工事に使用（配置）しなければならないか。

A 8. 使用することを入札参加資格要件とする。使用する機械が未定の場合、複数の機械を申請することができる。複数の機械を申請した場合、実地確認する対象は実際の工事に使用する機械のみとする（別添図参照）。

実際の工事で申請にない異なる機械（オペレータ）のみを使用（配置）した場合は、指名停止等の措置を検討する。

Q 9. 舗装工事の入札参加資格を有する県外業者は、競争入札参加資格審査時に機械の確認を受けていないため、入札に参加できないのか。

A 9. 入札に参加できる。

この場合は、入札参加資格確認申請書に添付を求める様式第3号の2（機械の保有状況およびオペレータの配置）および添付資料により機械の所有を確認する。

#### **リース保有**

Q 10. 「リース保有」とは何か。

A 10. 「リース保有」とは、機械の所有権を有するものから賃貸契約等により機械を借り

受け、独占的に使用できる状態にあり、契約期間が工期最終日以降に及ぶもので中途に解約することが禁止されているものに限る。

リース会社とのリース契約のほか、同様の内容を有する賃貸契約等についても認める。

Q 1 1. リース保有は、いつからリース契約が締結されている必要があるか。

A 1 1. 入札参加資格確認申請書の提出時において、リース契約が締結されていることを必要とする。なお、落札者となることを条件として、機械のリースを確約する内容である仮契約は認めることとする。

### **機械の確認**

Q 1 2. 機械の保有は、どのように確認するか。

A 1 2. 入札参加資格確認申請書に添付を求める様式第3号の2（機械の保有状況およびオペレータの配置）および機械を保有していることが確認できる書類（市役所、町役場の資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）、リース契約書（写）等のいずれか）で確認する。

なお、競争入札参加資格審査時に確認を受けた機械については、機械の保有を確認できる書類の添付を不要とする。

Q 1 3. 工期の途中で、車検証の有効期限が到来する場合は認められるか。

A 1 3. 入札参加資格確認申請書の提出時において、車検証の有効期限が残っている場合は認める。

ただし、更新の手続きを行った場合は、速やかに発注者へ報告するものとする。

Q 1 4. 契約締結後、入札参加資格確認申請時に提出した保有機械に変更が生じた場合、どうするか。

A 1 4. 速やかに様式第3号の2（機械の保有状況およびオペレータの配置）を訂正し、理由書（任意様式）および当該理由を確認できる書類を添付して発注機関へ再提出すること。

Q 1 5. 契約締結後、入札参加資格確認申請時に提出した保有機械が故障し、当該機械による施工ができなくなった。この場合は、当該機械が直るまで、契約中の工事の施工ができないのか。

A 1 5. 代替りの機械（リース保有可。）による施工を認める。ただし、代替りの機械により施工をする場合、保有機械に変更が生じた場合と同様に、速やかに様式第3号の2（機械の保有状況およびオペレータの配置）を訂正し、理由書（任意様式）、当該機械を修理することが確認できる書類（修理に係る契約書の写し等）を添付し発注機関へ提出すること。また、修理に係る代金支払い後に、その支払いを確

認できる書類（領収書の写し等）を発注機関へ提出すること。

なお、同一の機械が1年以内に故障を複数回繰り返す等の場合には、代わりのリース保有の機械による施工を認めないことがある。

#### **機械の運転または操作をする技能者（オペレータ）の確認**

Q 1 6. オペレータとはどのような者のことをいうか。

A 1 6. 機械の運転または操作をするために必要な全ての者をいう。

例えば、モルタル吹き付け機の場合は、ノズルマンおよびガンマンの両方が必要である。

Q 1 7. オペレータの自社雇用は、どのように確認するか。

A 1 7. 自社で3か月以上の雇用が確認できる資料（監理技術者資格者証（写）、健康保険証（写）等）および業務の従事歴に関する証明書の提出は必須とする。業務に従事した経験がない場合は、運転免許証、技能講習修了証等を併せて確認する。

Q 1 8. オペレータの雇用期間（3か月以上）は、どの時点で満たしていればよいか。

A 1 8. 入札の申し込みのあった日（事前審査型においては、入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型においては入札書の提出時点）において、自社と3か月以上の雇用関係があることを必要とする。

なお、オペレータを変更する場合は、当該変更日時点において自社と3か月以上の雇用関係があることを必要とする。

Q 1 9. 法面処理工事において、ノズルマンおよびガンマンは技能講習を受けたものでなければならないか。

A 1 9. 技能講習は必須ではない。

Q 2 0. オペレータは現場代理人および主任技術者を兼務してもよいか。

A 2 0. 兼務しても問題ない。

ただし、主任技術者（監理技術者）と兼務した場合は、総合評価における「技能資格を保有する自社雇用技能者」としての加点はしない。

Q 2 1. オペレータの業務の従事歴に関する証明書とはどのようなものか。

A 2 1. オペレータとして、いつどこの工事に従事したかを記載した申請者が作成する任意の様式の証明書。直近2年間に従事した工事を記載する。

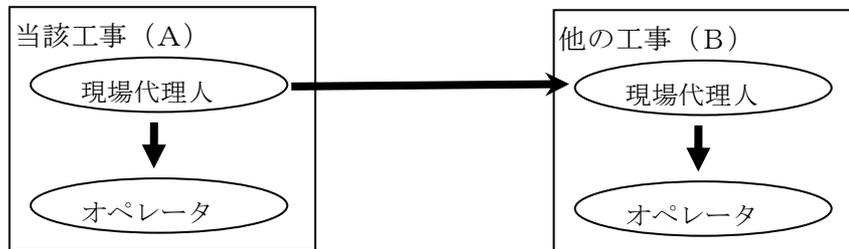
Q 2 2. 1人のオペレータが複数の機械の運転者となってよいか。

A 2 2. 原則として、1台の機械に1人の技能者（オペレータ）とする。

ただし、工事監督職員が認める場合は例外として認める。

Q 2 3. 2, 5 0 0 万円未満の県発注工事 (A) の現場代理人が、他の 2, 5 0 0 万円未満の県発注工事 (B) のオペレータになることは認められるか。

A 2 3. 工事 (A) の現場代理人が、他の工事 (B) の現場代理人となっている場合は認める。



Q 2 4. 契約締結後、入札参加資格確認申請時に提出したオペレータに変更が生じた場合、どうするか。

A 2 4. 速やかに様式第 3 号の 2 (機械の保有状況およびオペレータの配置) を訂正し、理由書 (任意様式) および当該理由を確認できる書類を添付し発注機関へ提出すること。

なお、変更しようとするオペレータが、総合評価の加点を受けている場合は、同等の加点条件を満たす者であること。

Q 2 5. 当初配置を予定していたオペレータが突発的事由で工事に従事できない場合、代替りのものをオペレータとして配置してよいか。

A 2 5. 当初からオペレータの交代が予想される場合は、当該工事に配置する予定のある全てのオペレータの届出を求めること。突発的な事由で一時的に当初のオペレータが現場を離れる場合であっても、変更届の提出は必須である。

変更しようとするオペレータが、総合評価の加点を受けている場合は、同等の加点条件を満たす者であること。

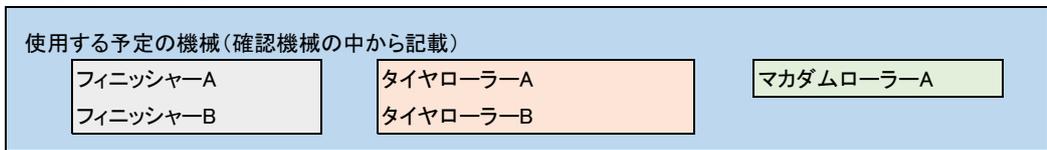
別添図

競争入札参加資格審査(2年更新)



個別の工事

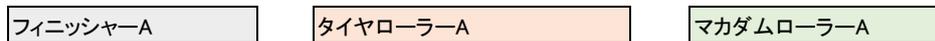
落札候補者決定時提出 様式第3号の2



現場施工時に実際に使用する機械



実地確認が必要な機械は



- ・フィニッシャー1、タイヤローラー1、コンバインドローラーについては様式第3号の2の提出は不要